

千葉県立房総のむらマスコットキャラクター「ぼうじろー」
着ぐるみ取扱い要項

(趣旨)

第1条 本要項は、千葉県立房総のむらマスコットキャラクター「ぼうじろー」(以下「ぼうじろー」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出演目的)

第2条 着ぐるみの出演は、本館のイメージを向上させ、本館への更なる集客を図ることに寄与すると判断される行事を対象とする。

2 原則として、着ぐるみの出演は本館職員が操作及び誘導等に従事する。

(出演の依頼)

第3条 着ぐるみの出演を希望する者(以下「依頼者」という)は、原則として出演日の10日前までに、「ぼうじろー」着ぐるみ出演依頼書(別記第1号様式)に、必要な書類を添えて館長に依頼しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(出演可否の条件)

第4条 着ぐるみの出演は、次に定める行事のいずれかに該当する場合に承認するものとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 本館のイメージの向上、本館への更なる集客を図ることに繋がると判断されるもので次に掲げる行事

ア 本館情報のPRができる行事

イ 本館の認知度の向上に繋がる行事

ウ キャラクター及び着ぐるみ自体が本館や本館を象徴するものであるという観点において、キャラクターの認知度の向上に繋がる行事

(2) 周辺市町村のコミュニティー形成を推進することを目的に開催されるもので次に掲げる行事

ア 周辺市町村のコミュニティー行事

イ 周辺市町村住民向けの啓発、周知等の行事

ウ 一定の公益性が認められる行事

2 次に掲げる場合及び行事には参加しない

(1) 希望する日時に、すでに出演の予定がある場合

(2) 開催される行事に係る主催者の別、開催場所、内容、及びその他の事案について、次に掲げる事例に該当する場合

ア 本館の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

イ キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

エ 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

オ 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等の関与が認められる場合

(3) 酒宴が主たる目的の行事

(4) 出演にかかる受入れ態勢が整わない行事

(5) その他、社会通念上、着ぐるみの出演にふさわしくない行事

(出演の承諾)

第5条 館長は、第3条の規定による依頼があったときは、その内容を審査し、出演を承諾するときは「ぼうじろー」着ぐるみ出演承諾書（別記第2号様式）により、辞退するときは「ぼうじろー」着ぐるみ出演辞退書（別記第3号様式）により、依頼者に通知するものとする。

2 館長は、前項の承諾をする場合は、条件を付することができる

(出演承諾の取消)

第6条 館長は、前条の規定による出演の承諾をした場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときには、当該出演承諾を取消することができる。

- (1) 本要項に違反したとき又は違反することが判明したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により、出演の承諾を受けたとき
- (3) 当該承諾後に生じた行事について、第2条に規定する出演目的を踏まえ館長が当該出演よりも優先度が高いと判断したとき
- (4) その他止むを得ない事情によるとき。

2 館長は、前項の規定による取消をしたときは、「ぼうじろー」着ぐるみ出演承諾取消書（別記第4号様式）により、依頼者に通知するものとする。

(出演の制限)

第7条 着ぐるみの出演時間は、午前8時30分から午後5時15分の範囲内とする。

ただし、行事の性質により、夜間、早朝等の出演が要請される場合などで館長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 次の各号に該当する場合には、館長は依頼者の意向によらず当該出演を中止することができる。
なお、この場合は、書面によらず中止を通知することができる。

- (1) 荒天、雨天等により、着ぐるみの濡れ、浸水、汚損等の恐れが生じた場合、もしくは、前日等にこれらの状況が想定されるとき
- (2) 会場の受入体制が整わないことが判明したとき
- (3) その他不測の事態により出演が困難となったとき

(出演経費)

第8条 着ぐるみの出演経費については、当分の間無料とする。

(損害賠償)

第9条 依頼者が、着ぐるみの出演に起因する問題により本館に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第10条 着ぐるみの出演に起因する問題が生じたときは、本館の故意または過失により出演時に生じさせた損害等を除き、館長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 第6条の規定による出演承諾の取消をしたとき、及び第7条第2項の規定による出演の中止をしたときは、これによって生じた依頼者、行事主催者等の損害等については、館長はいかなる場合もその責を負わない

附則

この要項は、平成25年10月19日から施行する。